

社会福祉法人あゆみの会
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あゆみの会(以下、「法人」という。)の役員及び評議員の報酬等について定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 常勤理事とは、理事のうち、本会を主たる勤務場所とする理事長及び業務執行理事をいう。
- (2) 報酬等とは、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務の対価として支払われる金員をいう。ただし、別表1及び2に定める報酬には交通費等の実費弁償が含まれるものとする。

(理事会、評議員会の出席報酬)

第3条 理事が理事会または評議員会に出席したとき、別表1により報酬を支払うことができる。

ただし、理事会または評議員会の日に、あわせて法人の業務を行った場合も、第4条の報酬を支払うこととする。

- (2) 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、評議員会の日に、あわせて法人の業務を行った場合は、前項ただし書きの規定を準用する。

(理事の業務報酬等)

第4条 常勤理事に対して、法人及び施設の運営のための業務の対価として、別表2により報酬を支払うことができる。

- (2) 前項に基づき別表2のいずれの号給を適用するかについては、常勤理事の職責を果たすために必要な1カ月当たりの時間数、経験年数、職歴、職員との兼務その他の事項を勘案して、理事会において決定する。
- (3) 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務を行った場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- (4) 施設の職員を兼務する理事(常勤理事を除く)に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加し、職員としての給与等が支払われない場合においては、別表1により支給する。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

- (2) 監事に対して、監査業務、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導の対価として、別表2により報酬を支払うことができる。

(評議員の勤務報酬等)

第6条 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務を行った場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(役員に支給できる報酬等の総額)

第7条 この法人が理事に支給できる報酬等の総額は、年間1000万円以内とする。

(2) この法人が監事に支給できる報酬等の総額は、年間20万円以内とする。

(出張旅費)

第8条 役員又は評議員が法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

(2) 前項以外に業務遂行に必要となる経費については実費を原則として支給できる。

(3) 旅費等は、原則として出張終了後に支払うものとするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

(報酬等の支給日)

第9条 常勤理事の報酬等は、毎月末締めて翌月15日に支払うものとし、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

(2) 別表1に定める出席報酬は理事会または評議員会の開催日の翌月15日に支払うものとする。

(3) 別表2及び3に定める業務報酬等については、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第10条 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。

(2) 前項の支払いは本人の同意を得て銀行口座等に振込む方法で支払うことができる。

(3) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき源泉税額を控除し、また、本人から申し出のあった立替金を加算して支払う。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第12条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日より適用する。

2 令和5年3月31日をもって、「役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程」(平成29年6月1日施行)を廃止する。

3 改訂 令和7年12月21日

別表1（第3条関係）

理事会出席報酬	一日	3,000円
評議員会出席報酬	一日	3,000円

別表2（第4条及び第5条、第6条関係）

Ⅰ 常勤理事の業務報酬

号給	月額報酬
1号	50,000 円
2号	100,000 円
3号	150,000 円
4号	200,000 円
5号	250,000 円
6号	300,000 円
7号	350,000 円
8号	400,000 円
9号	450,000 円
10号	500,000 円

2 役員及び評議員の業務報酬

理事及び評議員業務報酬	1日	10,000 円
監事監査業務報酬	1日	20,000 円

別表3（第8条関係）

旅費	実 費
宿泊費	(国内) 1泊 12,000 円 (海外) 1泊 実費
報酬	1日 5,000 円
その他	実 費